

農業委員会はこんな仕事をしています！

農地法に基づく業務（農地の権利移動、農地の転用など）のほか、農地相談、農地指導巡回、現況調査、遊休農地調査などの活動を行っています。

主な仕事

農業委員

農業委員会の会議に出席し、農地法等に基づく農地の権利等に係る許可や届出などを審議します。



農地利用最適化推進委員

現場活動を主に、担当地区で担い手へ農地を集積・集約したり、遊休農地の発生防止等の推進活動を行います。



連携して活動

管理状況の現地確認



適切な管理がされていない農地を見回り、所有者や耕作者へ改善の指導を行います。

農地転用後の現地確認



農地転用許可をした場所で、申請どおりの工事・事業が行われているか確認します。

＜ 令和2年1月から12月までに総会において可決等された件数 ＞

内容	農地法		農業経営基盤強化促進法	合計
	許可(専決)	届出(報告)		
売買	3		36	39
賃貸借	13		256	269
使用貸借	8		31	39
贈与	5			5
相続		25		25
転用	5	5		10
あっせん申出	26	17		43
その他	88			88
合計	148	47	323	518

編集委員

吉田 勝幸
時田 孝喜
鹿角 昭夫
山田 長政
高橋 俊博
柘澤 健一
加藤美智子

農業委員会 会長挨拶

会長
和田 勝雄



「農業委員会だより」の発行にあたり一言御挨拶を申し上げます。皆様方におかれましては、日頃より農業委員会活動に対しまして深い御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。さて、今年には新型コロナウイルスにより、経済状況等も含め、皆様の生活が大きく変わったことと思えます。

北斗市農業委員会においても、感染防止に努めながら、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止や解消」、農地パトロールや農地相談の実施等に取り組んで参りました。終わりの見えないコロナ対策や少子高齢化、後継者不足など課題は山積しておりますが、私ども農業委員及び農地利用最適化推進委員一同、地域の良き相談役として、また、優良農地を確保するため、農地の番人として皆様方の御期待に応えられるよう引き続き邁進して参る所存でございますので、今後とも変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げます。御挨拶いたします。



編集発行
北斗市
農業委員会
☎(77)
8811

令和3年度の総会日程が決まりました

北斗市農業委員会総会開催日	議案締切日	現況調査日	現況締切日	農地相談日	農地巡回指導日
第26回 令和3年 4月27日(火)	4月12日(月)	4月12日(月)	4月 5日(月)	4月13日(火)	4月14日(水)
第27回 令和3年 5月27日(木)	5月14日(金)	5月12日(水)	5月 6日(木)	5月14日(金)	5月17日(月)
第28回 令和3年 6月24日(木)	6月15日(火)	6月10日(木)	6月 2日(水)	6月15日(火)	6月16日(水)
第29回 令和3年 7月29日(木)	7月15日(木)	7月 8日(木)	7月 1日(木)	7月15日(木)	7月16日(金)
第30回 令和3年 8月26日(木)	8月16日(月)	8月11日(水)	8月 4日(水)	8月16日(月)	8月17日(火)
第31回 令和3年 9月29日(水)	9月15日(水)	9月 8日(水)	9月 1日(水)	9月15日(水)	9月16日(木)
第32回 令和3年10月28日(木)	10月12日(火)	10月13日(水)	10月 6日(水)	10月12日(火)	10月15日(金)
第33回 令和3年11月25日(木)	11月15日(月)	11月11日(木)	11月 4日(木)	11月15日(月)	11月16日(火)
第34回 令和3年12月16日(木)	12月 7日(火)	12月 2日(木)	12月 1日(水)	12月 7日(火)	
第35回 令和4年 1月27日(木)	1月14日(金)	1月13日(木)	1月 6日(木)	1月14日(金)	
第36回 令和4年 2月24日(木)	2月15日(火)	2月 9日(水)	2月 2日(水)	2月15日(火)	
第37回 令和4年 3月24日(木)	3月15日(火)	3月 9日(水)	3月 2日(水)	3月15日(火)	

農地の権利を移動したり、転用する場合などには、

農業委員会の許可（届出）が必要です！

- 農地の売買、賃貸借、転用の許可などを受けようとする場合は議案締切日までに提出ください。
- 非農地証明や農地証明の発行を希望する場合は現況締切日までに証明願書を提出ください。

《 農地相談日のお知らせ 》

農地を売りたい、買いたい、貸したい、借りたい、農地を転用したいなど、
農地に関する相談を、農業委員・農地利用最適化推進委員が対応します。
お気軽にお越しください。

会場：北斗市総合分庁舎 1階 会議室 時間：9：00～16：00

農業者年金に加入しませんか？

特徴1 少子高齢化に強い！安定した年金額

- ・支払った保険料とその運用益をもとに年金額が決まる「積立方式」を採用しています。（元本保証です）

特徴2 終身年金＋死亡一時金の保証！

- ・年金は生涯支給されます。
- ・80歳までに亡くなった場合は、80歳までに受け取るはずだった年金相当額が遺族に支給されます。

特徴3 保険料の額が自由に設定できる！

- ・月額20,000円～67,000円の間で自由に設定でき、いつでも保険料の変更が可能です。

特徴4 公的年金ならではの！税制面の優遇措置

- ・納めた保険料は、全額が所得税・住民税の社会保険料控除対象となります。

特徴5 担い手には手厚い国庫補助も！

- ・認定農業者等の担い手は、最大5割の保険料国庫補助を受けられます。
 - ・保険料は自己負担分と国庫補助分を合わせて月額20,000円と固定です。
- ※国庫補助は、①保険料納付期間が20年以上、②農業所得が900万円以下の両方を満たす必要があります。

